

足場の組立て等特別教育（6時間）のご案内

※人材開発支援助成金対象

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第30号。）が平成27年3月5日に公布され、平成27年7月1日以降、足場の組立てなどの作業に従事される方は、特別教育を修了していなければ業務に就くことが出来なくなりましたので、受講されますようご案内いたします。

事業者が労働者に特別の教育を行わなければならない業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（以下「足場業務」という。）（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）が追加されました。

〔「地上又は堅固な床上における補助作業」とは、地上又は堅固な床上における材料の運搬、整理等の作業をいうものであり、足場材の緊結及び取り外しの作業並びに足場上における補助作業は含まれないこと。〕

【日 時】 2023年7月6日(木) 9:00~16:45

【場 所】 西尾商工会議所 大ホール（201、202） 昨年と会場が異なりますのでご注意ください
（西尾市寄住町若宮 37 番地 TEL：0563-56-5151）
裏面の駐車場についての案内を必ずご確認ください。

【対 象 者】 満18歳以上で、新たに足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事する者。

【研修内容】	1 足場及び作業の方法に関する知識	180分
	2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分
	3 労働災害の防止に関する知識	90分
	4 関係法令	60分
		合計360分(6時間)

【定 員】 50名

【受 講 料】 建災防会員 8,250円（税込、テキスト代が全額補助されます）
建災防会員以外 9,097円（税込、内テキスト代は847円（税込））

【申込方法】 申込書と受講料を添えて、建災防地区担当役員または事務局までお申し込み下さい。

【助 成 金】 中小建設事業主が、従業員の能力向上のため技能講習を受講させた場合に、その受講料の一部と賃金の一部が助成される場合があります。
委託契約書を当会へ提出していただきますので、書類が必要な方はお申し出ください。

〔 注意事項 〕

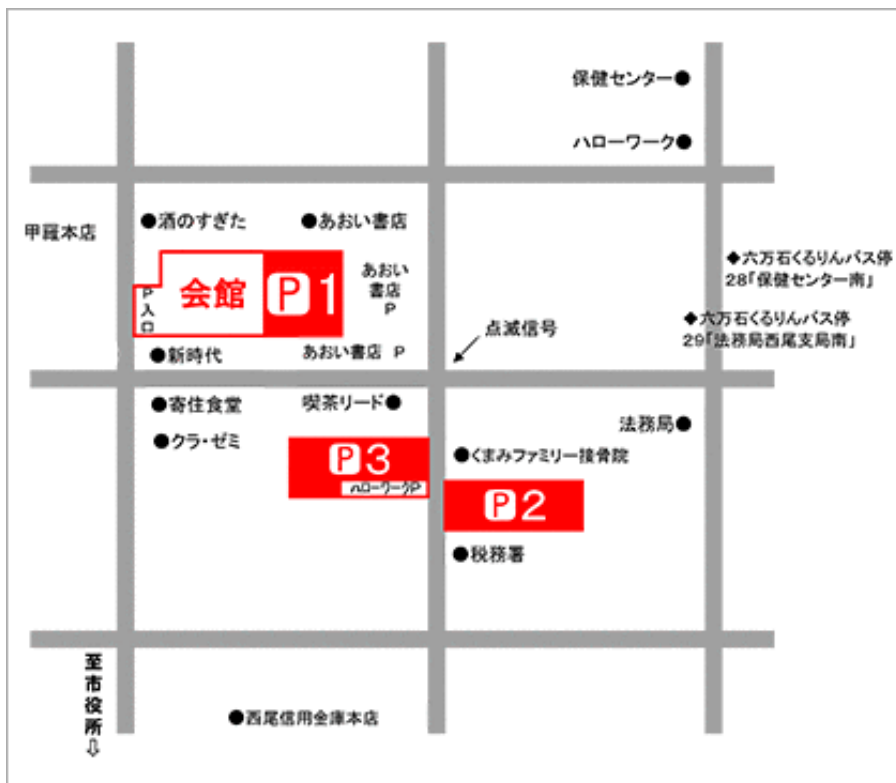
- ・遅刻者は受講できませんので時間を厳守して下さい。
- ・申込みは先着順となりますので、定員になりましたら申込みを締め切らせていただきます。

《問い合わせ先》

〒445-0852 西尾市花ノ木町1丁目8番地 山旺建設（株）内
建設業労働災害防止協会愛知県支部西尾分会 事務局 担当：尾崎、伴
(TEL：0563-56-3191/FAX：0563-57-4560)

講習当日の駐車場に関して

講習を受講する皆さまは P2、P3 を使用してください。



足場の組立て等特別教育（6時間）受講申込書

開催日	2023年7月6日(木)
-----	--------------

会社名			
住所	〒 _____		
電話番号		FAX番号	
担当者氏名			
建災防 会員（ _____ 分会） ・ 非会員			

受講番号	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	現住所 (都道府県のみ)
		S H	
		S H	
		S H	
		S H	
		S H	

※修了証への旧姓又は通称の併記を希望する場合は、「別紙」を記載し、申込書に添付してください。

〔申込書記入にあたっての注意事項〕

- 1 現住所は都道府県名のみ記入してください。
- 2 修了証を作成しますので、受講者の氏名は略さずに正確に記入してください。
- 3 本申込書にご記入いただいた個人情報は、講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 4 やむを得ない事情により受講者を変更する場合は交代者の申込書を作成し、受講日の2週間前までに事務局に提出してください。この手続きをされない場合は当日出席されても受講できません。
- 5 受講の取り消しは、受講日の前日までにご連絡下さい。